

令和7年度

P T A ・ 後援会定期総会  
議案書

茨城県立勝田特別支援学校

# 目 次

・ 令和6年度PTA事業報告	2
・ 令和6年度PTA会計決算報告	3
・ 令和6年度後援会会計決算報告	4
・ 監査書	5
・ 令和7年度PTA役員選考結果及び役員（案）	6
・ PTA内規記載方法変更提案事項（案）	7
・ 令和7年度PTA事業計画（案）	9
・ 令和7年度PTA会計予算書（案）	10
・ 令和7年度後援会会計予算書（案）	11
・ 令和6年度周年事業積立金決算報告・7年度予算書（案）	12

## 〈添付資料〉

・ 茨城県立勝田特別支援学校PTA会則	13-16
・ PTA内規	17
・ 茨城県立勝田特別支援学校後援会会則	18-19
・ PTA活動に関する保険について	20-21

## 令和6年度 PTA事業報告

月	本部役員関係	常設委員会関係	学校行事等	茨知P連 茨特P連	全知P連 関知P連
4	12 (金) PTA役員会 (旧) PTA運営委員会 (旧) PTA会計監査 27 (土) PTA・後援会定期総会 保護者会		8 (月) 始業式 9 (火) 入学式 27 (土) 小 授業参観・保護者会 27 (土) 中 授業参観・保護者会 27 (土) 高 授業参観・保護者会		
5	9 (木) PTA役員会 (新) 27 (月) PTA役員会 運営委員会	10 (金) PTA常設委員会 (研修厚生・広報)			
6		7 (金) PTA奉仕作業 第2回研修厚生委員会	3 (月)～7 (金) 個別面談 小1～高1 短縮日課(14時下校) 3 (月)～7/5 (金) 個別面談 訪問教育 10 (月)～21 (金) 現場・校内実習 高 20 (木)～21 (金) 宿泊学習 中2 26 (水)～7/5 (金) 個別面談 高2～3 (通常日課) 27 (木)～28 (金) 宿泊学習 小5	13 (木) 茨知P連第1回理事・ 評議員会・会員研修会 (水戸高等:会場とオンライン) 19 (水) 茨特P連第1回理事・ 評議員会・会員研修会 (日立特:オンライン)	
7	1 (月) PTA役員会 運営委員会 17 (水) PTA主催行事 夏まつり		19 (金) 終業式		
8					24 (土) 全知P連第40回全国研究 協議会東北大会 (山形大会 ハイブリット)
9	9 (月) PTA役員会 26 (木) 茶話会	4 (水) 第3回研修厚生委員会 5 (木) 第2回広報委員会	2 (月) 始業式 18 (水)～20 (金) 修学旅行 高3		
10		22 (火) PTA研修視察 24 (木) 第1回役員選考委員会	1 (火)～2 (水) 宿泊学習 高2 3 (木)～4 (金) 修学旅行 小6 9 (水)～11 (金) 修学旅行 中3 7 (月)～18 (金) 現場・校内実習 高 個別面談 小1～高1 (希望者) 28 (月)～11/8 (金) 進路面談 高2～3 (三者面談)	4 (金) 茨特P連第2回理事会 茨特P連・茨知P連 第2回会員合同研修会 (霞浦豊:オンライン)	
11	25 (月) PTA役員会 PTA運営委員会	25 (月) 第2回役員選考委員会	19 (火)～20 (水) 学校公開 8 (金) 勝陽祭 22 (金) 創立記念日		1 (金) 関知P連研究協議会 (長野大会・ハイブリット)
12			23 (月) 終業式	5 (木) 茨知P連第3回会員研修会 (土浦特:会場とオンライン)	
1		14 (火) 第3回役員選考委員会 23 (木) 第3回広報委員会 24 (金) 第4回研修厚生委員会	8 (水) 始業式 27 (月)～2/7 (金) 現場・校内実習 高		
2	18 (火) 旧PTA役員感謝状贈呈式 25 (火) PTA役員会 PTA運営委員会 おやじの会感謝状贈呈式		17 (月)～21 (金) 面談 小1～高3 短縮日課(14時下校) 17 (月)～3/10 (月) 個別面談 訪問教育 7 (金) 小 授業参観・保護者会 14 (金) 中 授業参観・保護者会 18 (火) 高 授業参観・保護者会	13 (木) 茨知P連第2回理事・ 評議員会 (水戸高等:会場とオンライン)	
3			5 (水) 高 卒業式 11 (火) 中 卒業式 18 (火) 小 卒業式 18 (火) 東病院卒業式 21 (金) 修了式		

※ 常設委員会(研修厚生委員会・広報委員会)の開催日については、各委員会で設定します。

※ 全知P連: 全日本特別支援学校知的障害教育校PTA連合会  
関知P連: 関東甲信越地区特別支援学校知的障害教育校PTA連合会  
茨特P連: 茨城県特別支援学校PTA連絡協議会  
茨知P連: 茨城県特別支援学校知的障害教育校PTA連絡協議会

# 令和6年度 PTA会計決算書

議案2

収入総額 1,938,154 円  
 支出総額 1,036,044 円  
 残 額 902,110 円 (次年度に繰越いたします)

収入の部 1,938,154 円

(単位:円)

科目	項目	予算額	決算額	比較増減	摘要
会費		890,550	883,450	△7,100	通学 1,785月 訪問 215月(過年度分含む) 職員 1,124月
繰越金		1,054,176	1,054,176	0	前年度から
雑収入		14	528	514	預金利息
計		1,944,740	1,938,154	△6,586	

支出の部 1,036,044 円

科目	項目	予算額	決算額	比較増減	摘要
事業費		850,000	470,833	△379,167	
	広報委員会	350,000	200,815	△149,185	会報印刷代等
	研修厚生委員会	200,000	75,566	△124,434	研修視察バス代等、奉仕作業経費
	学年委員会	50,000	4,698	△45,302	施設見学手土産代等
	本部役員会	250,000	189,754	△60,246	夏祭り開催経費、茶話会開催経費等
運営費		580,000	158,946	△421,054	
	事務費	130,000	32,615	△97,385	教職員一覧写真代、切手等
	会議費	100,000	15,400	△84,600	運営会等茶菓子
	旅費	100,000	1,960	△98,040	コンクール表彰式出席者旅費
	負担金	250,000	108,971	△141,029	PTA団体傷害保険、 全知P連・茨知P連負担金等
慶弔費		150,000	59,500	△90,500	見舞金等
周年記念事業準備積立		200,000	200,000	0	50周年記念事業準備積立金
予備費		164,740	146,765	△17,975	クリスマスコンサート開催経費
合計		1,944,740	1,036,044	△908,696	

上記のとおり報告いたします。

令和7年4月23日

茨城県立勝田特別支援学校 PTA会長 西濱 由希子

# 令和6年度 後援会会計決算書

議案 3

収入総額 1,670,830 円  
 支出総額 768,534 円  
 差引残額 902,296 円 (次年度に繰越いたします)

収入の部 1,670,830 円 (単位:円)

科目	項目	予算額	決算額	比較増減	摘要
会費		597,150	589,250	△7,900	生徒 1,785月 訪問 215月(過年度分含む)
繰越金		939,008	939,008	0	前年度から
雑収入		12	142,572	142,560	おやじの会から寄付、胸章会計残金、 預金利息
計		1,536,170	1,670,830	134,660	

支出の部 768,534 円

科目	項目	予算額	決算額	比較増減	摘要
教育助成費		800,000	448,449	△351,551	卒業証書ホルダー、通知票用クリアーブック
研究助成費		200,000	87,805	△112,195	教育研究団体会費等の助成等
周年記念事業準備積立		200,000	200,000	0	50周年記念事業準備積立金
負担金		100,000	32,280	△67,720	茨城県特別支援学校体育連盟分担金、 茨城県高等学校文化連盟会費等
雑費		90,000	0	△90,000	振込手数料
予備費		146,170	0	△146,170	
合計		1,536,170	768,534	△767,636	

上記のとおり報告いたします。

令和 7 年 4 月 23 日

茨城県立勝田特別支援学校 後援会会長 西濱 由希子

# 監 査 書

令和6年度収支決算書について監査したところ、証拠書、通帳等すべてにおいて、正確にして適正であることを認めます。

令和7年4月11日

茨城県立勝田特別支援学校 PTA・後援会監査

坂本美羽

---

磯良智美

---

## 令和7年度 PTA役員 選考結果及び役員（案）について

会 長	西濱	由希子	様	中学部3年
副会長	坂本	美羽	様	小学部4年
副会長	鈴木	あゆみ	様	小学部6年
書 記	仲野	佳代子	様	小学部6年
会 計	大内	琴乃	様	小学部2年
監 査	磯良	智美	様	中学部3年
監 査	柿崎	幸子	様	高等部2年

以上報告いたします。

令和7年4月23日

PTA役員選考委員会 委員長 駒田 昭子

※PTA役員は、令和7年度県立勝田特別支援学校後援会役員を兼ねる。

# PTA会則記載方法変更提案事項 (案)

## PTA内規

茨城県立勝田特別支援学校PTA

①【改正の理由】  
慶弔以外にも見舞金などほかの項目が記載されているため「等」を追加で入れる。

### 1 慶弔等規程

	死亡弔慰金	病氣見舞金	災害見舞金	転・退餞別
会 員	香料 10,000円 花輪か生花1基、 または花輪代		5,000円	
児童生徒	香料 10,000円 花輪か生花1基、 または花輪代	5,000円		
本部役員				<del>感謝状 花束 図書カード</del>
教員等 本人	香料 10,000円 花輪か生花1基、 または花輪代		5,000円	花束 年1回を限度とする
配 偶 者	香料 10,000円 花輪か生花1基、 または花輪代			
備 考		2週間以上入院した時		役員は退会時

②【改正の理由】  
感謝状と図書カードの贈呈は、転・退餞別ではなく表彰規程の方に含まれるためここでは削除する。

特別の場合はその都度役員会で協議する。  
返礼は一切受けない。  
病氣見舞金は同じ病氣の場合は1回程度とする。

### 2 表彰規程

会員が本会又は教育に功労があった場合は表彰する。

③【改正の理由】  
表彰の内容について、具体的に掲示するため。

表彰は、感謝状の贈呈を行う。また、記念品を併せて贈呈することができる。退会者については、図書カード、功労者についてはその都度協議の上決定する。

- (1) PTAの役員（会長、副会長、書記、会計、監査）を務めた経験のある会員が退会する場合。
- (2) その他、本会又は本校に対して功労があった場合。

3 この内規は本校PTA会則第5条第3項を受けて、制定され、運用されるものとする。  
この内規は昭和54年5月29日より実施する。

### 4 学級代表

必要に応じて学級の代表者を決め、運用するものとする。

改 正

一部改正、昭和62年4月30日から実施する。  
一部改正、平成2年4月28日から実施する。  
一部改正、平成4年4月28日から実施する。  
一部改正、平成9年4月28日から実施する。  
一部改正、平成16年4月16日から実施する。  
一部改正、平成17年4月15日から実施する。  
一部改正、平成20年4月27日から実施する。

一部改正、平成21年4月26日から実施する。  
一部改正、平成26年4月27日から実施する。  
一部修正、令和元年9月11日から実施する。  
一部追加、令和4年4月29日から実施する。

## 令和7年度 PTA事業計画 (案)

月	本部役員関係	常設委員会関係	学校行事等 (予定)	茨知P連 茨特P連	全知P連 関知P連
4	11 (金) PTA役員会 (旧) PTA運営委員会 (旧) PTA会計監査 23 (水) ~ PTA・後援会定期総会 30 (水) (書面開催)		7 (月) 始業式 8 (火) 入学式  30 (水) 高 授業参観・保護者会 短縮日課 (14時下校)		
5	8 (木) PTA役員会 (新) 26 (月) PTA役員会 運営委員会	9 (金) 第1回委員会 (研厚) 第1回委員会 (広報)	1 (木) 中 授業参観・保護者会 短縮日課 (14時下校) 2 (金) 小 授業参観・保護者会 短縮日課 (14時下校)		
6		6 (金) PTA奉仕作業 (仮) 第2回委員会 (研厚)	2 (木) ~ 6 (金) 個別面談 小1~高1 短縮日課 (14時下校) 9 (月) ~ 20 (金) 現場実習・校内実習 高 17 (火) ~ 18 (水) 宿泊学習 中2 2 (木) ~ 7/4 (水) 個別面談 訪問教育 24 (火) ~ 7/4 (水) 高2・高3進路面談	5 (木) 茨知P連第1回理事・評議員会・会員研修会 (土浦特: 会場とオンライン) 18 (水) 茨特P連第1回研修会 理事評議会・会長情報交換会 (結城特: オンライン)	
7	7 (月) PTA役員会 運営委員会 16 (水) PTA主催行事 夏まつり		9 (水) ~ 11 (金) 修学旅行 高3  18 (金) 終業式	9 (水) 第1回縮小理事会 (結城特: オンライン)	
8					23 (土) 全知P連第41回全国研究協議会東京大会 (参集形式)
9	8 (月) PTA役員会 ( ) 茶話会		1 (月) 始業式 24 (水) ~ 25 (木) 宿泊学習 小5		
10		23 (木) 第1回役員選考委員会	2 (木) ~ 3 (金) 修学旅行 小6 2 (木) ~ 3 (金) 宿泊学習 高2 8 (水) ~ 10 (金) 修学旅行 中3 14 (火) ~ 24 (金) 現場・校内実習 高 個別面談 小1~高1 (希望者) 24 (金) 運動会 小	3 (金) 茨特P連第2回理事会 茨特P連・茨知P連 第2回会員合同研修会 (友部東特: オンライン)	
11	25 (火) PTA役員会 PTA運営委員会	25 (火) 第2回役員選考委員会	6 (木) 運動会 中 7 (金) 体育祭 高 4 (火) ~ 14 (金) 高2・高3進路面談 19 (水) ~ 21 (金) (仮) 学校公開 22 (土) 創立記念日		7 (金) 関知P連研究協議会 (ハイブリット)
12			23 (火) 終業式	4 (木) 茨知P連第3回会員研修会 (常陸太田特: 会場とオンライン)	
1		13 (火) 第3回役員選考委員会	8 (木) 始業式 26 (月) ~ 2/6 (木) 現場・校内実習 高	23 (金) 茨特P連第2回縮小理事 (結城特: オンライン)	
2	24 (火) PTA役員会 PTA運営委員会	6 (金) 第4回役員選考委員会 24 (火) 第5回役員選考委員会	16 (月) ~ 20 (金) 個別面談 小1~高3 短縮日課 (14時下校) 16 (月) ~ 3/13 (金) 個別面談 訪問教育 5 (木) 小 授業参観・保護者会 (仮) 10 (火) 中 授業参観・保護者会 (仮) 18 (水) 高 授業参観・保護者会 (仮)	12 (木) 茨知P連第2回理事・評議員会 (土浦特: 会場とオンライン)	
3			9 (月) 高 卒業式 (仮) 11 (水) 中 卒業式 (仮) 18 (水) 小 卒業式 (仮) 18 (水) 東病院卒業式 (仮) 19 (木) 修了式		

※ 常設委員会 (研修厚生委員会・広報委員会) の開催日については、各委員会で設定します。

※ 全知P連: 全日本特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

関知P連: 関東甲信越地区特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

茨特P連: 茨城県特別支援学校PTA連絡協議会

茨知P連: 茨城県特別支援学校知的障害教育校PTA連絡協議会

# 令和7年度 PTA会計予算書 (案)

議案 8

収入の部

1,944,740 円

(単位:円)

科目 \ 項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
会 費	778,000	890,550	△112,550	通学 200人×300円×8月 訪問 25人×50円×8月 職員 120人×300円×8月 ※余剰金があるため、今年度の会費の徴収は、8か月分とさせていただきます。
繰 越 金	902,110	1,054,176	△152,066	前年度から
雑 収 入	590	14	576	預金利息
計	1,680,700	1,944,740	△264,040	

支出の部

1,944,740 円

科目 \ 項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
事業費	800,000	850,000	△50,000	
広 報 委 員 会	300,000	350,000	△50,000	会報印刷代等
研 修 厚 生 委 員 会	200,000	200,000	0	研修視察バス代、奉仕作業経費
学 年 委 員 会	50,000	50,000	0	施設見学手土産代等
本 部 役 員 会	250,000	250,000	0	本部役員会経費、夏祭り・茶話会開催経費等
運営費	320,000	580,000	△260,000	
事 務 費	50,000	130,000	△80,000	事務用消耗品代等
会 議 費	50,000	100,000	△50,000	各種会議昼食代等
旅 費	70,000	100,000	△30,000	外部会議、研修会等出席旅費
負 担 金	150,000	250,000	△100,000	PTA団体傷害保険、知P連・特P連負担金等
慶 弔 費	150,000	150,000	0	弔慰金、見舞金等
周年記念事業準備積立	200,000	200,000	0	50周年記念事業準備積立金
予 備 費	210,700	164,740	45,960	
合 計	1,680,700	1,944,740	△264,040	

(事前承認)

年度当初に正確な経費見積もりを整理することが困難なため、当初収入見込み額の枠内で、会計期間中における支出科目間の流用並びに支出科目への予備費充当を承認願います。

会計期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

上記のとおり提案いたします。

令和7年4月23日

茨城県立勝田特別支援学校 PTA会長

西濱 由希子

# 令和7年度 後援会会計予算書 (案)

議案9

収入総額 1,433,000 円  
 支出総額 1,433,000 円  
 差引残額 0 円

## 収入の部

(単位:円)

科目 \ 項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会 費	530,000	597,150	△67,150	通学 200人×300円×8月 訪問 25人×250円×8月 ※余剰金があるため、今年度の会費の徴収は、8か月分とさせていただきます。
繰越金	902,296	939,008	△36,712	前年度から
雑収入	704	12	692	預金利息
計	1,433,000	1,536,170	△103,170	

## 支出の部

科目 \ 項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
教育助成費	800,000	800,000	0	学校行事経費助成等
研究助成費	150,000	200,000	△50,000	教育研究団体会費等の助成等
周年記念事業準備積立	200,000	200,000	0	50周年記念事業準備積立金
負担金	100,000	100,000	0	特推連・各種教育団体分担金等
雑費	50,000	90,000	△40,000	渉外費等
予備費	133,000	146,170	△13,170	
計	1,433,000	1,536,170	△103,170	

(事前承認)

年度当初に正確な経費見積もりを整理することが困難なため、当初収入見込み額の枠内で、会計期間中における支出科目間の流用並びに支出科目への予備費充当を承認願います。

会計期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

上記のとおり提案いたします。

令和7年4月23日

茨城県立勝田特別支援学校 後援会会長 西濱 由希子

## 令和6年度 周年事業積立金 決算書

令和5年度末総計	3,878,982	前年度繰越金
令和6年度積立金	400,069	PTAから200,000円 後援会から200,000円 利息69円
令和6年度支出額	0	
令和6年度末総計	4,279,051	

上記のとおり報告いたします。

令和7年4月23日

茨城県立勝田特別支援学校 PTA会長 西濱 由希子

## 令和7年度 周年事業積立金 予算書(案)

令和6年度末総計	4,279,051	前年度繰越金
令和7年度積立金	400,000	PTAから200,000円 後援会から200,000円
令和7年度支出額	330,000	学校キャラクター作成費用
令和7年度末総計	4,349,051	

上記のとおり提案いたします。

令和7年4月23日

茨城県立勝田特別支援学校 PTA会長 西濱 由希子

# 茨城県立勝田特別支援学校 PTA会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は茨城県立勝田特別支援学校PTAと称し、事務局を茨城県立勝田特別支援学校内に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、保護者と教師が協力して本校における教育活動の推進に寄与するとともに会員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。

その目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) 本校の児童生徒への教育に対する理解を深める。
- (2) 学校の教育的環境の整備充実に協力する。
- (3) 児童生徒の福祉の向上と充実をはかる。
- (4) 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
- (5) その他、本会の目的達成に必要なことを行う。

## 第3章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として自主独立のものであって、他の支配や干渉を受けないで活動する。

## 第4章 会 員

第4条 本会の会員は、本校の児童生徒の保護者またはこれに代わる者、及び教職員とする。

## 第5章 会 計

第5条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- (1) 会費は会員一人につき月額300円、訪問教育会員については一人につき月額50円とする。ただし、兄弟姉妹が在籍している場合は実家庭数分で納入する。
- (2) 慶弔に関する経費及び表彰に関する経費については、運営委員会において内規を定め、運用する。

第6条 本会の会計は、総会で認められた事業に基づいて行われる。

第7条 本会の会計は、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第6章 役 員

第9条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名 (保護者等)
- (2) 副会長 3名 (保護者2名、教職員1名)
- (3) 書 記 2名 (保護者1名、教職員1名)
- (4) 会 計 2名 (保護者1名、教職員1名)
- (5) 監 査 2名 (保護者2名)

役員任期は1年とし、再選を妨げない。

- 第10条 会長の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会務を司り、総会・運営委員会を召集する。
  - (2) 外部に対して本会を代表する。
  - (3) 全ての集会に出席して、意見を述べるができる。
- 第11条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
- 第12条 書記の任務は次のとおりとする。
- (1) 総会並びに運営委員会の議事を記録する。
  - (2) 本会の通信を行い、諸種の記録通信、その他の資料を保管する。
- 第13条 会計の任務は次のとおりとする。
- (1) 総会が決定した事業に基づいて、一切の会計事務を処理する。
  - (2) 定期総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 第14条 監査の任務は次のとおりとする。
- (1) 総会が決定した事業及び会計事務を監査する。
  - (2) 定期総会において、会計監査報告をする。

## 第7章 総 会

- 第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、年度当初総会を開き、経過の報告・決算の承認・新役員の選出及び就任・予算並びに事業計画の決定を行う。  
この他、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 第16条 総会の定数は、会員の過半数とする。ただし委任状を認める。
- 第17条 総会の議決は、出席者の多数決で決める。可否同数の時は議長が決める。
- 第18条 総会は会長が召集する。ただし、運営委員会が必要と認めた場合は、会長は総会を召集しなければならない。

## 第8章 運営委員会

- 第19条 運営委員会は、役員・常設委員会並びに臨時委員会の委員長をもって構成し総会の議決に基づいて本会の事業を運営し、かつ総会に提出する議案の調整を行う。(学校保健給食委員会委員を兼ねる。)
- 第20条 運営委員会の定数は、委員の2分の1とする。
- 第21条 運営委員会は、会長が召集する。

## 第9章 常設委員会及び臨時委員会

- 第22条 常設委員会は次のとおりとする。
- (1) 学年(訪問)委員会 (2) 広報委員会 (3) 研修厚生委員会
- 第23条 臨時委員会は、常設委員会の分掌以外の臨時的の審議と事業を行う必要が生じたとき、会長が委嘱し、その任務が終わるとともに解散する。
- 第24条 委員の選出及び構成は次による。
- (1) 各部とも各学年より2名の委員、訪問教育から1～2名の委員を選出し、学年(訪問)委員会を構成する。
  - (2) 学年委員は、他の常設委員を兼ねることができる。
  - (3) 各常設委員会に、教職員から若干名選出する。
- 第25条 各委員会に、委員長1名、副委員長1名をおく。  
委員長・副委員長は、委員会において互選され、会長が委嘱する。

- 第26条 委員長は、会長に連絡の上、委員会を招集し、これを司会する。  
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その代理を務める。
- 第27条 学年委員会は、第2条の各項に従い活動する。
- 第28条 広報委員会は、会報等を発行する。
- 第29条 研修厚生委員会は、研修体制を確立し、会員相互の資質の向上を図る。また、会員の親睦と福利厚生及び教育環境の整備・美化をはかる。（学校保健給食委員会委員を兼ねる。）
- 第30条 校長は、学校管理並びに教育上のことについて、運営委員会・各種委員会で意見を述べることができる。

## 第10章 役員の選考及び就任

- 第31条 役員の選考及び就任は、次のとおり行われる。
- (1) 役員の選考委員会を作る。
    - ア. 学年（訪問）委員会が選考委員を兼ねる。
    - イ. 教職員の中から互選により、2名の選考委員を選出する。
  - (2) 選考委員会は、各役員の候補者を選定する。
  - (3) 役員は定期総会において選出される。

## 第11章 改 正

- 第32条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

## 付 則

- (1) 本会則は、昭和54年5月29日から施行する。
- (2) 会則一部改正、昭和56年4月1日から施行する。
- (3) 会則一部改正、昭和58年5月1日から施行する。
- (4) 会則一部改正、昭和62年4月30日から施行する。
- (5) 会則一部改正、昭和63年5月2日から施行する。
- (6) 会則一部改正、平成3年4月27日から施行する。
- (7) 会則一部改正、平成4年4月28日から施行する。
- (8) 会則一部改正、平成5年4月30日から施行する。
- (9) 会則一部改正、平成9年4月28日から施行する。
- (10) 会則一部改正、平成10年4月30日から施行する。
- (11) 会則一部改正、平成11年4月30日から施行する。
- (12) 会則一部改正、平成12年4月28日から施行する。
- (13) 会則一部改正、平成15年4月18日から施行する。
- (14) 会則一部改正、平成16年4月16日から施行する。
- (15) 会則一部改正、平成17年4月15日から施行する。
- (16) 会則一部改正、平成19年4月27日から施行する。
- (17) 会則一部改正、平成20年4月27日から施行する。
- (18) 会則一部改正、平成23年4月24日から施行する。
- (19) 会則一部改正、平成24年4月22日から施行する。
- (20) 会則一部改正、平成27年4月26日から施行する。
- (21) 会則一部改正、平成28年4月29日から施行する。
- (22) 会則一部改正、平成30年4月28日から施行する。
- (23) 会則一部改正、令和4年4月29日から施行する。
- (24) 会則一部改正、令和5年4月29日から施行する。

(25) 会則一部改正、令和6年4月27日から施行する。

# PTA内規

茨城県立勝田特別支援学校PTA

## 1 慶弔規定

	死亡弔慰金	病気見舞金	災害見舞金	転・退餞別
会 員	香料 10,000円 花輪か生花1基、 または花輪代		5,000円	
児童生徒	香料 10,000円 花輪か生花1基、 または花輪代	5,000円		
本部役員				感謝状 花束 図書カード
教員等 本人	香料 10,000円 花輪か生花1基、 または花輪代		5,000円	花束 年1回を限度とする
配 偶 者	香料 10,000円 花輪か生花1基、 または花輪代			
備 考		2週間以上入院した時		役員は退会時

特別の場合はその都度役員会で協議する。

返礼は一切受けない。

病気見舞金は同じ病気の場合は1回程度とする。

## 2 表彰規定

会員が本会又は教育に功労があった場合は表彰する。

- (1) PTAの役員（会長、副会長、書記、会計、監査）を務めた経験のある会員が退会する場合。
- (2) その他、本会又は本校に対して功労があった場合。

## 3 この内規は本校PTA会則第5条第3項を受けて、制定され、運用されるものとする。

この内規は昭和54年5月29日より実施する。

## 4 学級代表

必要に応じて学級の代表者を決め、運用するものとする。

## 改 正

一部改正、昭和62年4月30日から実施する。

一部改正、平成2年4月28日から実施する。

一部改正、平成4年4月28日から実施する。

一部改正、平成9年4月28日から実施する。

一部改正、平成16年4月16日から実施する。

一部改正、平成17年4月15日から実施する。

一部改正、平成20年4月27日から実施する。

一部改正、平成21年4月26日から実施する。

一部改正、平成26年4月27日から実施する。

一部修正、令和元年9月11日から実施する。

一部追加、令和4年4月29日から実施する。

# 茨城県立勝田特別支援学校後援会会則

第1条 本会は、茨城県立勝田特別支援学校後援会と称する。

第2条 本会は、茨城県立勝田特別支援学校内に事務局を置く。

第3条 本会は、茨城県立勝田特別支援学校の教育の振興を図る諸事業を後援することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童生徒と職員の学芸・研究・保健・体育・厚生に関する事項
- (2) 学校の整備促進と内容の充実に関する事項
- (3) 卒業生の支援に関する事項
- (4) その他、本会で必要と認めた事項

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 児童生徒の保護者またはこれに代わる者
- (2) 本会の趣旨に賛同する者

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、議事を記録し会務を分掌する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を司る。
- (5) 監査は、本会の会計監査に当たる。

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、本校PTA役員があたる。

第9条 総会は全会員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

原則として年度当初に開催する。

- (1) 予算案の審議及び決算の承認
- (2) 新役員承認
- (3) 前年度の事業報告、新年度の事業計画案の審議承認

第10条 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画案
- (2) 予算案
- (3) 総会に提出する諸報告書の作成
- (4) その他、全会員から委任された事項の処理

第11条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条 総会・役員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 本会運営の経費は、次の会費よりまかなう。

- (1) 月当たり 300円 (1口)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

## 附 則

本会則は、昭和54年5月29日から施行する。

会則一部改正、昭和56年5月12日から施行する。

会則一部改正、昭和63年5月2日から施行する。

会則一部改正、平成元年4月28日から施行する。

会則一部改正、平成12年4月28日から施行する。

会則一部改正、平成15年4月18日から施行する。

会則一部改正、平成16年4月16日から施行する。

会則一部改正、平成17年4月15日から施行する。

会則一部改正、平成20年4月27日から施行する。

会則一部改正、平成24年4月22日から施行する。

# PTA 活動に関する保険について

## 1 保険の名称

PTA 総合保険 (PTA 団体傷害保険)

## 2 本保険の契約者

勝田特別支援学校 (以下、本校と称する) PTA ※ PTA 会員の全員加入が条件です。

## 3 被保険者 (保険の対象者)

- (1) 本校 PTA 会員 (父母および教員会員)
- (2) 本校に在籍する児童・生徒
- (3) 本校 PTA 会員の同居の親族
- (4) PTA 行事への参加が事前に PTA により認められている者 (ボランティア等)

## 4 傷害保険金を支払う場合

被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して保険金が支払われます。

- (1) 被保険者が PTA 会員の所属する PTA の管理下において PTA 行事に参加している間。
  - (2) 被保険者が PTA 行事に参加するため PTA が指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中。
- (注) 1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害事故の場合には、この保険の対象となりません。
2. ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物資を偶然かつ一時に吸入、呼吸したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。
  3. 日本国内における事故に起因するものにかぎります。

## 5 支払われる傷害保険金の種類

- (1) 死亡保険金・・・事故によりケガをされ事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にケガがもとで死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額が支払われます。
- (2) 後遺障害保険金・・・事故によりケガをされ事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%~100% が支払われます。

- (例)
- ・ 両目が失明した場合 ----- 100%
  - ・ 脊柱に運動障害を残す場合 ----- 34%

(注) 死亡保険金・後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じて、保険証券記載の各被保険者の保険金額を限度とします。

- (3) 入院保険金・・・事故によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額が支払われます。
- (4) 手術保険金・・・入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の金額が支払われます。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。
- (5) 通院保険金・・・事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額が支払われます。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院は、支払いの対象になりません。

(注) これらの保険金は、労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なく支払われます。

## 6 傷害保険の補償内容

(1)	死亡・後遺障害保険金	400万円
(2)	入院保険金（日額）	4,000円
(3)	手術保険金	入院時 40,000円 外来時 20,000円
(4)	通院保険金（日額）	2,000円

## 7 傷害保険金の支払いができない主な場合

次の理由により生じたケガに対しては、保険金は支払われません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ④ 脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- ⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑦ 地震・噴火または津波による事故 など

## 8 用語について

PTAの管理下：PTAの指揮、監督および指導下

PTA行事：PTAが企画・立案し、主催または共催する行事で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたもの